

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月23日

住 所 青森県青森市大字野内字菊川 47 番地 1  
事業者名 青森市企業局交通部  
代表者名（役職名及び氏名）  
青森市公営企業管理者企業局長 中 川 寛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- 青森市企業局交通部が保有するバス車両においては、2018年度末時点の車いす対応バス導入率は68.1%にとどまっている。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せて車いす対応バスの導入を推進し、2020年度末までに70%以上のバス車両を車いす対応バスに置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- 高齢者や障害者等が円滑に必要な情報を得られるよう、車内掲示やホームページ等を活用した情報提供の充実・改善に取り組む。
- 高齢者や障害者等に対して、全乗務員が統一された対応を行えるよう、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム（バス編）」を参考に研修内容の充実に取り組む。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす対応バス(ノンステップバス)	・車いす対応バス（ノンステップバス）を7台導入する。(2019年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす乗降方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす利用客が円滑にバスを利用できるよう、乗降方法をホームページに掲載する。(2019年度)</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす対応バスの案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応バスの運行時間について、配布用時刻表(ポケットサイズ)及び停留所の時刻表に表記する。(2019年度)</li> </ul>
見やすい色の路線図の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にでも見やすいようにするため、色のバリアフリーデザインに配慮したバス案内路線図を作成する。(2019年度)</li> </ul>
ヘルプカードの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に思いやりのある行動を促すため、「ヘルプカード」の啓発を車内掲示する。(2019年度)</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全乗務員に対し、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇ガイドライン」に基づく接遇を取り入れた研修を行う。(2019年度)</li> </ul>
車いす対応研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす利用客が円滑にバスを利用できるよう、全乗務員に対し、車いす対応の研修を行う。(2019年度)</li> </ul>

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から寄せられる意見を部内で共有するとともに、取組の改善に活用する。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、青森市企業局交通部の経営改善計画に位置づけられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。